

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年10月22日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「各課に日々雇用職員、嘱託職員の内、辞める者、継続する者を提出する依頼文書等非正規職員の更新に関して県庁内でやりとりする文書（対象課：人事課及び図書情報館、起案を含む。直近のもの）作成した文書※請求については人事課に行います。開示対象文書は図書情報館に係るものとする」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年11月6日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

ア 平成29年9月29日付け起案「地域振興部 日々雇用職員」

イ 平成29年3月30日付け起案「嘱託職員の発令について」

（2）開示しない部分

ア 日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名

イ 個人の生年月日、性別、年齢、賃金、経歴欄の記述及び業務内容欄の記述の一部

ウ 履歴書

エ 「志望動機・自己PR」に係る記載内容

オ 「志望動機・自己PR」に記載されている年月日

カ 単位修得証明書

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年2月8日、本件決定を不服として、行政不服審査法（

平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し、図書館の非常勤嘱託の氏名及び奈良県職員の印影を開示せよとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

平成30年3月5日、実施機関は、本件決定において、奈良県職員の印影は不開示としていないため、「本件審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に「奈良県職員の印影を開示せよとの裁決を求める」と記載されており、当該記載が行政不服審査法第19条第2項が求める事項と異なるため」として、審査請求人に対し補正を求める通知を行った。

平成30年3月15日、審査請求人は、審査請求の趣旨欄の記載から、奈良県職員の印影を削除し、「図書館の非常勤嘱託職員の氏名を開示せよとの裁決を求める」と改める補正を行った。

なお、その他の不開示部分は、審査請求の対象となっていない。

4 諮 問

平成30年5月31日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

図書館の非常勤嘱託の氏名を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示情報でないため

(2) 意見書

開示を求める非常勤嘱託職員の氏名は個人識別情報であるから、奈良県情報公開条例(以後「条例」という。)第7条第2号ただし書の問題となる。

ただし書は「個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。」そして「「慣行として」は公にすることが慣行として行われることを意味」し、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り(以上奈良県情報公開条例の解釈運用基準(以下「基準」という。))。

つまり、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報は、開示によりプライバシー等を侵害するおそれはないので、開示の対象となる。これを大阪市の情報公開推進のための指針では「個人に関する情報であっても、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれている場合は公開する」と端的にまとめられている。

平成19年度(行情)答申第65号では、ホームページや刊行物に現に掲載されている場合には、公表慣行が認められており、名古屋高裁判決・平成17年(行コ

）58号においては、公共図書館に保管されている新聞記事は、条例若しくは慣行により、公共図書館において原則誰でも閲覧できる状態にあると認められるから、記事中の氏名についても、新聞記事を閲覧することにより誰でも知り得る状態におかれていることになるから、公開すべき情報に当たると判示している。

本件不開示の非常勤嘱託職員の氏名は、月刊大和路ならら、メールマガジン、奈良新聞報道資料、芸亭などさまざまなメディアで公表慣行が認められる。

これら展示や書評の業績は、正規職員及び常勤嘱託職員だけでなく、非常勤嘱託職員も順番で担当しているから当然といえる。このうち、メールマガジン、報道資料、芸亭は図書情報館の編集発行になるものであり、月刊大和路ならら、奈良新聞は図書情報館との提携により掲載されているものである。

また、これらの雑誌・新聞等は、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれていることが認められる。つまり、月刊大和路ならら、奈良新聞、芸亭は、図書情報館等の公共図書館で永久保存されており、メールマガジンのバックナンバーと芸亭は図書情報館のホームページで、報道資料は県政情報センター備付けの報道資料簿冊で誰でも閲覧することができる。そのため本意見書の添付資料として全て写しを入手できたものである。

したがって、不開示の非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号ただし書アに当たり開示すべき情報といえる。

ただし書ウでは、職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示とされている。これに加えて基準において「県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、当該職員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、本号ただし書アにより、原則として開示する」とされている。

職務遂行に係る情報については、平成13年度（行情）答申第31号において、諮問庁が厳格に解釈する必要があるとしたのに対し、審査会は「政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から設けられた趣旨に照らせば、諮問庁主張のように当該規定を限定的に解することは適当でない」とし、当該情報が私生活にかかわる情報と明確に区別されることを理由に職務遂行の内容に情報と認めている。

また、基準においては「公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、勤務成績、処分歴等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報でない」とされている。

本件の情報は基準にあるプライバシーに係るものではなく、当該職員が県庁や出先機関で何の業務を遂行するかという情報であり、私生活と区別される情報であるから、職員の個人情報として保護される必要性に乏しく、職務遂行に係る情報といえる。それ故に、その職務遂行の内容は開示されている。そうすると、その氏名は基準により「慣行として公にされる（予定の）情報」となったため、個人識別情報であるにも拘わらず開示を原則とする。そして、ただし書ウの趣旨は、説明責任の確保と公務員の個人情報の保護の調整にあるから、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるとはいえない本件においては、その例外に当たらない。

以上から、ただし書アまたはウ、アの重畳適用により、不開示の非常勤嘱託職員の氏名は開示すべきと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成29年度に勤務することとなる、非常勤の嘱託職員に係る平成29年4月1日付け発令の起案文書である。起案文書には、嘱託職員として発令される者の氏名、嘱託する業務、任用期間、給与として支払う金額、勤務先が記載されている。

2 不開示部分について

(1) 条例第7条第2号該当性について

本件不開示情報については、本件決定において、非常勤嘱託職員の氏名、給与として支払う賃金額を条例第7条第2号本文に該当するため不開示としており、審査請求人は、これらのうち、非常勤嘱託職員の氏名（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求めている。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報は、個人の氏名であり、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがある得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号ただし書アが適用され、個人情報としては不開示とならないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公され、又は公にすることが予定されていると解される。

奈良県においては、毎年、職員録が発行され、販売等の方法により公にされており、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行として公にされているものとして開示されるが、本件不開示情報である非常勤嘱託職員の氏名については、当該職員録に掲載されていない、

また、県立図書館は、平成27年度に、奈良県立図書館十周年記念誌（以下「記念誌」という。）を発行しており、記念誌には、平成27年10月1日までに図書館に在籍していた、日々雇用職員を含めた全職員の氏名が掲載されている。本件行政文書に記載されている非常勤嘱託職員の氏名は、平成29年度に任用されるものであり、記念誌に氏名が掲載されている非常勤嘱託職員が必ずしも平成29年度に任用されているとは限らず、平成27年度に発行された記念誌の名簿と一致しているとも限らないことから、本件不開示情報は公にされているとは解されない。

これらのことから、本件不開示情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

また、「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が地方公共団体の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。本件不開示情報である非常勤嘱託職員の氏名は、公権力の行使等に係る情報ではないことから、職務遂行に直接関わる情報ではない。

これらのことから、同号ただし書イに掲げる情報に該当せず、同号ただし書ウに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

以上のことから、非常勤嘱託職員の氏名は条例第7条第2号に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

奈良県では、日々雇用職員を採用する所属は、日々雇用職員取扱要領に基づき、日々雇用職員採用協議書を人事課長に提出することにより、日々雇用職員の採用を協議

し承認を受けることとされている。また、嘱託職員を任用する所属は、総務部長に対し発令の内申を行い、実施機関の承認を得ることし、実施機関は嘱託職員取扱要綱に基づき、嘱託職員の辞令を発令することとされている。

本件行政文書は、平成29年度の地域振興部の日日雇用職員の採用に係る承認の起案及び嘱託職員の発令の起案である。当該起案には、日日雇用職員及び嘱託職員の採用について承認された者の一覧表及び当該承認にあたり奈良県立図書情報館館長から人事課長にあてて発出された日日雇用職員採用協議書並びに非常勤嘱託職員の辞令案及び地域振興部長から総務部長にあてた嘱託職員の発令に係る内申書案（以下「本件辞令案等」という。）が添付されている。

3 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、本件行政文書のうち、本件辞令案等に記載された非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当しないため開示すべき旨主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件非常勤嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して職員録に掲載するか否かを個別に判断しているとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の非常勤嘱託職員の氏名を実施機関が慣行として公にしているかについて、審査請求人は、実施機関が発出した報道資料及びメールマガジン並びに実施機関の職員が寄稿した雑誌及び新聞において、本件非常勤嘱託職員の氏名が記載されている旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、一部の展示イベントに係る報道資料については、非常勤嘱託職員の氏名を記載したうえで報道機関に配布したが、報道機関との連絡用として当該イベントの担当者の氏名を記載しているものであって、現に報道等において非常勤嘱託職員の氏名が公にされた事実はなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

また、メールマガジン並びに雑誌及び新聞については、これらに掲載された記事は書評や歴史文化等に係る解説（以下「書評等」という。）であって、司書である一部の非常勤嘱託職員が自らの知見を活かして執筆した著作物であり、その執筆者として署名しているものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、書評等への署名は、その内容を考慮すると、書評等の執筆者として行ったものであると考えるのが相当であり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、司書である非常勤嘱託職員の氏名について、実施機関が発出したメールマガジン並びに非常勤嘱託職員が寄稿した雑誌及び新聞に掲載されていることをもって、実施機関が本件非常勤嘱託職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

これらのことから、本件非常勤嘱託職員の氏名は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件非常勤嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成30年 5月31日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成30年 6月12日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 2年11月20日 (第247回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年12月28日 (第248回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 1月29日 (第249回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3年 2月18日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	